# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
26	こども医療費助成に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

香美町は、こども医療費助成に関する事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

なし

## 評価実施機関名

香美町長

### 公表日

令和7年8月8日

[令和6年10月 様式2]

### I 関連情報

1. 特定個人情報ファ	イルを取り扱う事務
①事務の名称	こども医療費助成に関する事務
②事務の概要	香美町こども医療費助成事業実施要綱(平成23年香美町告示第83号)第3条に基づき、こどもを養育している者に対し、こどもに係る医療費の一部を助成する事務等を行う。 特定個人情報は、以下の場合に使用する。 ・医療費助成受給対象者に係る申請等(申請、届出又は申出)の受理、当該申請等に係る事実についての審査又は応答に関する事務 ・医療費受給者証に関する事務 ・医療費助成支給に関する事務 ・高額療養費等の徴収に関する事務 ・情報連携のため、本町は、Public Medical Hub(PMH)へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、公費資格情報の紐付け及び登録を行う。 ・住民は、マイナポータルを介して、自身の本事務に係る公費医療費助成の資格情報の取得/閲覧が可能となる。 ・住民が、医療機関受診時に公費医療費助成の給付を受ける際に、従来の紙の受給者証に代えて、マイナンバーカードをオンライン資格確認端末で用いることにより、資格情報を医療機関が取得/閲覧することが可能となる。
③システムの名称	MICJET MISALIO こども医療システム 番号連携サーバー 中間サーバー Public Medical Hub(PMH)
2 特定個人情報ファ	イルタ

#### 2. 特定個人情報ファイル名

こども等医療費助成ファイル

#### 3. 個人番号の利用

法令上の根拠

・番号法第9条第2項及び同法第19条第6号

・香美町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用では、100円に関する法律に基づく個人番号の利用では、100円に関する法律に基づく個人番号の利用では、100円に関する場合に関する。

の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

#### 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	<選択肢>
②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 番号法第19条第9号 【情報提供の根拠】 なし(情報提供を実施しない)

#### 5. 評価実施機関における担当部署

①部署	健康課
②所属長の役職名	健康課長

#### 6. 他の評価実施機関

なし

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求					
請求先	香美町 総務課 〒669-6592 兵庫県美方郡香美町香住区香住870-1 Tel:0796-36-1111(代表)				
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ					
連絡先	香美町 総務課 〒669-6592 兵庫県美方郡香美町香住区香住870-1 Tel:0796-36-1111(代表)				
9. 規則第9条第2項の適用	9. 規則第9条第2項の適用 [ ]適用した				
適用した理由					

## Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数						
評価対象の事務の対象人数は何人か		[ 1,000人以上1万人未満 ]		<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
	いつ時点の計数か	令和	令和7年7月31日 時点			
2. 取扱者	数					
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[	500人未満	]	<選択肢> 1)500人以上	2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和7年7月31日 時点				
3. 重大事	3. 重大事故					
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか			発生なし	]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし

## Ⅲ しきい値判断結果

### しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

## Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類								
	項目評価書 布機関については、それ	] いぞれ重点項目評価	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び 3) 基礎項目評価書及び 3) 基礎項目評価書及び	全項目評価書				
2. 特定個人情報の入手(作	2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)							
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[  十分である	3 ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					
3. 特定個人情報の使用								
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[  十分である	3 ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					
権限のない者(元職員、アク セス権限のない職員等)によっ て不正に使用されるリスクへ の対策は十分か	[  十分である	<b>ర</b> ్]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託		1	]委託しない				
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[  十分である	<b>ర</b> ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や情報提供ネッ	トワークシステムをご	通じた提供を除く。) [	]提供・移転しない				
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[  十分である	శ్ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続		[ ]接続しない(入手) [ 〇	]接続しない(提供)				
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[  十分である	<b>ర</b> ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					

7. 特定個人情報の保管・消去						
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					
8. 人手を介在させる作業	[ ]人手を介在させる作業はない					
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	0.桂北				
判断の根拠	申請者からマイナンバーが得られない場合にのみ行う住基ネット照会は、4情報又は住所を含むによる照会を行うことを厳守している。	31月ギ収				
9. 監査						
実施の有無	[O]自己点検 []内部監査 []外部監査					
10. 従業者に対する教育・	· 啓発					
従業者に対する教育・啓発	<選択肢> <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない					
11. 最も優先度が高いと考	まえられる対策 [ ]全項目評価又は重点項目評価を実施する	వ				
最も優先度が高いと考えられ る対策	[ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策    <選択肢>   1)目的外の入手が行われるリスクへの対策   2)目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策   3)権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策   4)委託先における不正な使用等のリスクへの対策   5)不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)   6)情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策   7)情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策   8)特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策   9)従業者に対する教育・啓発					
当該対策は十分か【再掲】	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					
判断の根拠	操作可能な者を最小限に限定し、端末・システム利用時に静脈認証を実施している。また、人事身際には直ちに操作権限を修正し、不正なログイン等がないよう徹底して いる。	異動の				

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明